

## 議案第72号

### 北本市部設置条例の一部改正について

北本市部設置条例の一部を次のように改正する。

平成23年11月30日 提出

北本市長 石津賢治

### 北本市部設置条例の一部を改正する条例

北本市部設置条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号サからスマまでを削り、同条第2号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 危機管理に関すること。

第2条第2号カ中「戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録」を「財政」に改め、同号キ中「市民相談」を「契約」に改め、同号中クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 工事の検査に関すること。

ケ 市税の賦課徴収に関すること。

第2条第3号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

第2条第3号中サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 市民相談に関すること。

第2条第5号イ中「公園」の次に「及び緑地」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。